

新型コロナウイルス感染症関連 各種支援制度を紹介します

新型コロナウイルス感染症に関連した支援制度をまとめました。各制度の詳細は、ホームページ(各2次元コードからアクセス可)、または各問い合わせ先へ。



個人・世帯向け各種支援制度

給付金制度

特別定額給付金
給付対象者1人につき10万円を給付する制度です。くわしくは1面、または市ホームページをご覧ください。

子育て世帯への臨時特別給付金
児童手当の受給者に対し、対象児童1人につき1万円を給付する制度です。
●支給対象者 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方。ただし所得制限を超えているため、特例給付として児童1人につき月額5,000円を受給している方は対象外です。

●対象児童 令和2年4月分の児童手当の支給対象となっている児童(平成16年4月2日～令和2年3月31日生まれ)。ただし3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合も対象です。

●申請方法 公務員以外の方は申請不要です。公務員の方は、所属庁から配布される申請書に支給対象者である証明を受けて、基準日(令和2年3月31日)に住民票のある市区町村に提出してください。立川市への申請期限は9月30日(必着)です。

●支給方法 公務員以外の方は、6月10日(休)に、児童手当の振込口座に支給します。公務員の方には審査後随時支給します。

●子育て世帯への臨時特別給付金窓口 ☎(595)6177(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時)

住居確保給付金

立川市社会福祉協議会で受け付けています。くわしくはお問い合わせください。

●対象 失業等により経済的に困窮し、住居を喪失、または喪失する恐れのある方

●支給額 家賃相当額(一定期間)
●立川市くらし・しごとサポートセンター ☎(503)4308(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後4時)

貸付制度

緊急小口資金
社会福祉協議会が実施している貸付制度です。くわしくは、「東京都社会福祉協議会」のホームページをご覧ください。窓口での申請の際には予約が必要です。

●対象 休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生活維持のために貸付を必要とする世帯

●貸付額 20万円以内
●受付場所 立川市くらし・しごとサポートセンター、中央労働金庫(郵送のみ)
●個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120(46)1999(土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後9時)

総合支援資金

社会福祉協議会が実施している貸付制度です。くわしくは、「東京都社会福祉協議会」のホームページをご覧ください。窓口での申請の際には予約が必要です。

●対象 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

●貸付額 ▷2人以上の世帯=月額20万円以内▷単身世帯=月額15万円以内
●受付場所 立川市くらし・しごとサポートセンター
●個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120(46)1999(土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後9時)

支払い等の猶予制度

市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の猶予
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が困難な方のために、申請により、徴収や換価を猶予する制度があります。ご相談ください。

●徴収が猶予される方の例 ▷財産に相当な損失が生じた場合▷本人または家族が感染した場合▷事業を廃止・休止した場合▷事業に著しい損害を受けた場合
●市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料=市収納課・内線1257▷介護保険料=市介護保険課・内線1446

国税の猶予

申請により、国税の納税を猶予する制度があります。猶予が認められるには所定の条件があります。くわしくは「国税庁」のホームページをご覧ください。
●国税局猶予相談センター ☎0120(948)271(土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時)

水道料金、下水道使用料の猶予

水道料金、下水道使用料の支払いが一時的に困難な方に、支払いを猶予する制度があります。電話で申し出をすると、その日から最長で4か月、支払いを猶予します。
●水道局多摩お客さまセンター ☎0570(091)101、ナビダイヤルを利用できない場合 ☎(548)5110(いずれも日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後8時)

国民年金保険料の納付の免除・猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方に対して、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により国民年金保険料の納付を免除したり、猶予することができる場合があります。くわしくはお問い合わせください。

●日本年金機構立川年金事務所 ☎(523)0352(土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分)、ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004(ナビダイヤルを利用できない場合 ☎03(6630)2525) [▷月曜～金曜日=午前8時～午後7時▷第2土曜日=午前9時30分～午後4時]

その他の制度

国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当
国民健康保険の加入者で、新型コロナウイルスに感染した、またはその疑いのために、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与の全部または一部を受け取ることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。
●市保険年金課医療給付係・内線1399

就学援助制度

市内にお住まいで国公立の小・中学校に通っている子どもがいて、予測不能かつ突発的な事情により経済的事情が急変し、生活が困窮している世帯などを対象に、就学に必要な費用の一部を援助しています。くわしくは電話でご相談ください。
●市学務課・内線2516

就学援助認定世帯と就学奨励認定世帯に学校給食費相当額を支給

平成31年度・令和2年度の就学援助認定世帯と就学奨励認定世帯のうち、学校給食費の支給対象となっている世帯に対して、小・中学校の臨時休業期間中の学校給食費に相当する額を支給します。
●▷就学援助制度=市学務課・内線2516▷就学奨励制度=市教育支援課・内線4031

保育園の登園自粛に伴う保育料の負担軽減

認可保育所、地域型保育施設、認定こども園の0～2歳児を対象に、登園を自粛していただいた日数により保育料を軽減します。くわしくは園を通じてお知らせします。
●市保育課・内線1325

事業者向け各種支援制度

給付金制度

感染拡大防止協力金
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、東京都の緊急事態措置等による要請や協力依頼に応じて休業等を行った中小企業・個人事業主に協力金を支給する制度です。申請要件や申込方法等くわしくは、「東京都感染拡大防止協力金」のホームページをご覧ください。

●支給額 50万円(2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円)
●東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎03(5388)0567(土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後7時)

●東京都中小企業振興公社経営戦略課業態転換担当 ☎03(5822)7232(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後4時30分)

テイクアウト・宅配等を始める飲食店経営者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく売上げが落ち込んでいる都内で飲食業を営む中小企業・個人事業主が、売上げ確保のために新たにテイクアウト・宅配等を始める場合に、経費の一部を助成する制度です。申込方法等、くわしくは「東京都中小企業振興公社」のホームページをご覧ください。

●助成限度額 100万円
●東京都中小企業振興公社経営戦略課業態転換担当 ☎03(5822)7232(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後4時30分)

持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな影響を受けている(ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している)事業者に対する給付金です。くわしくは、「経済産業省」のホームページをご覧ください。

●給付額 ▷法人=200万円▷個人事業者=100万円(いずれも昨年1年間の売上からの減少分が上限)
●持続化給付金事業コールセンター ☎0120(115)570(土曜・日曜日、祝日を含む、午前8時30分～午後7時)

雇用調整助成金

景気の後退等、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用維持のために要した休業手当などの費用の一部を助成する制度です。くわしくは「厚生労働省」のホームページをご覧ください。

●ハローワーク立川 ☎(525)8609(土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分)、ハローワーク助成金事務センター ☎03(5337)7418(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時)

小学校休業等対応助成金(企業向け)

新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業した小学校等に通う子どもの保護者に有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対する助成金です。くわしくは「厚生労働省」のホームページをご覧ください。

●学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金等コールセンター ☎0120(60)3999(土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後9時)

小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業した小学校等に通う子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった、個人で仕事をする保護者への支援金です。くわしくは「厚生労働省」のホームページをご覧ください。

●学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金等コールセンター ☎0120(60)3999(土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後9時)

貸付制度

融資の利用をご検討の方は、まずはお近くの金融機関にご相談ください。

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証

新型コロナウイルス感染症の影響等により、経営に支障をきたしている中小企業・個人事業主への、金融機関からの資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務を保証する制度です。対象となる事業者や申請方法など、くわしくは市ホームページをご覧ください。

●市産業観光課商工振興係・内線2644

新型コロナウイルス感染症対策特別資金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している市内の中小企業、個人事業主を対象に、金融機関へ融資のあっせんを行います。セーフティネット保証4号の認定を受けている等、利用条件があります。受付期間は5月29日(金)までです。くわしくは市ホームページをご覧ください。

●限度額 500万円
●利率 年利1.00%(市が全額負担)
●市産業観光課商工振興係・内線2644

東京都の中小企業向け融資

東京都では新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響を受けている中小企業向けの融資メニュー(利子、信用保証料を都が全額負担)を設けています。融資の受け付けは取扱指定金融機関で行っています。融資メニュー等、くわしくは「東京都産業労働局」のホームページをご覧ください。

●都産業労働局金融部金融課 ☎03(5320)4877(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時)

日本政策金融公庫・商工組合中央金庫の貸付等

日本政策金融公庫・商工組合中央金庫では、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した事業者を対象にした貸付制度があります。くわしくは「日本政策金融公庫」「商工組合中央金庫」のホームページをご覧ください。

●日本政策金融公庫 ●商工組合中央金庫

●日本政策金融公庫立川支店▷中小企業の方 ☎(528)1261▷個人企業・小企業の方 ☎(524)4191▷商工組合中央金庫 ☎0120(542)711(いずれも土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後5時)

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、妊婦面接等を受けた妊婦の方に衛生資材等の購入やタクシー利用で使えるICカードを配布します。健康推進課母子保健係 ☎(527)3234

都のホームページ「新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」には、国や都の支援情報が分かりやすくまとめられています。ぜひご利用ください。